

民生委員・児童委員の沿革

- 民生委員制度の起源は、大正6年(1917年)に、岡山県に設置された「濟世顧問制度」(※1)と、大正7年(1918年)に大阪府で始まった「方面委員制度」(※2)の両制度。
- 昭和11年の方面委員令公布による全国統一的な運用等を経て、昭和23年に民生委員法制定。
- 平成12年に民生委員法の一部改正により、基本理念(「保護指導」から「相談、援助」へ)、性格(「名誉職」から「給与を支給しない」へ)、職務内容等について改正。

〈主な経過〉

- ・大正 6年 岡山県が濟世顧問制度、翌年大阪府が方面委員制度を創設。両制度が今日の民生委員制度の基礎となる。
- ・昭和 4年 救護法公布。方面委員が市町村長の補助機関として位置付けられる。
- ・昭和21年 民生委員令公布。方面委員を民生委員と改称する。
- ・昭和22年 児童福祉法制定。民生委員は児童委員を兼務する。
- ・昭和23年 民生委員法公布。
- ・昭和25年 生活保護法制定され、民生委員が行政機関の協力機関として位置付けられる。
- ・平成 6年 主任児童委員制度創設。社会・援護局長、児童家庭局長連名通知により制度化される。
- ・平成12年 民生委員法一部改正。民生委員の理念及び職務等について改正
- ・平成13年 児童福祉法一部改正。児童委員の職務の明確化及び主任児童委員の法定化

※1 濟世顧問制度 岡山県知事笠井信一氏が創設

大正5年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」との御下問を受け、県内の貧困者の実情を調査したところ、悲惨な生活状態にある者が県民の1割に達することが判明。この事態の重大さに、日夜研究を重ね、ドイツの「救貧委員制度」を参考にして創設。

(特徴)「防貧事業の遂行」「名誉職」「知事が囑託」「地域社会の一流の人材を委嘱することが原則であり、適任者がいなければ配置しない」

※2 方面委員制度 大阪府知事林一藏氏が創設

大正7年秋、大阪府下のある理髪店で散髪をしていたところ、40歳くらいの母親と女の子が夕刊を売る姿を発見。この夕刊売りの家庭の状況を警察に調べさせたところ、非常に貧しい生活をしていることが判明。このような母子は他にもいるはずと考え、部下に調査を命じ、管内をいくつかの方面に分け、委員を置き、生活状況の調査と救済などの実務にあたらせた。

(特徴)「救済方法の適否の考究や徹底」「小学校通学区域を一区域に」「名誉職」「知事が囑託」